

# 公益財団法人ひろしま産業振興機構「海外ビジネスパートナー」委嘱に係る審査要領

## 1 趣旨

中国向けの海外展開支援を担う「海外ビジネスアドバイザー」の委嘱の可否を判断する申請内容の確認等の審査については、この審査要領に定めるところによる。

## 2 審査委員

次の職にある者をもって充てる。

- ・ 公益財団法人ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター常務理事
- ・ 公益財団法人ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター部長
- ・ 公益財団法人ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター課長（中国担当）

## 3 審査方法

(1) 「海外ビジネスパートナー制度」の活用による海外展開支援実施要領第6に定めている下記「委嘱評価基準」により、審査委員が申請内容等の評価を行う。

### ① 委嘱評価基準

審査項目	
実績	① 申請者自身が行っている海外展開支援の実績は豊富か。
	② ①のうち中国展開に係る支援実績は豊富か。
	③ 国や自治体関係が行う海外ビジネス支援事業の受注実績は十分か。
	④ 華南及び華東など中国南方におけるネットワークを有しているか。
計画	⑤ 行動計画書の記載内容は、具体的で成果が見込めるものか。
	⑥ 反社会的勢力ではないか。

### ② 評価点

委嘱評価基準を適・否で判断する。

(2) 各審査委員の評価において、審査項目のいずれかの評価点で否があった民間事業者等については、委嘱依頼の対象としない。

## 4 その他

審査方法等について疑義が生じた場合は、審査委員が協議して定めるものとする。

附 則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月1日から施行する。